

要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況

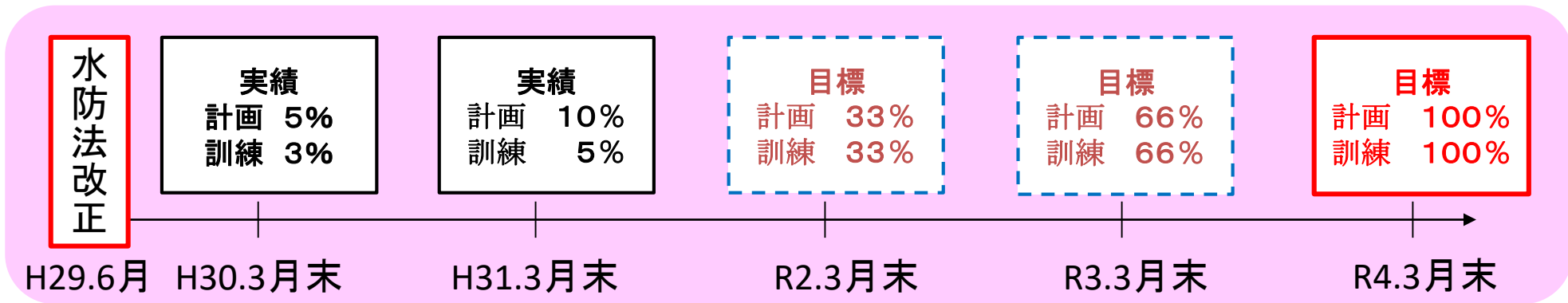
資料 4-6

根拠:水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づく

経過:平成29年6月に、水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設において避難確保計画の作成及び訓練実施が義務付けとなる。

	浸水想定区域			土砂災害警戒区域			合計			割合	
	対象施設	計画作成済み施設	訓練実施済み施設	対象施設	計画作成済み施設	訓練実施済み施設	対象施設	計画作成済み施設	訓練実施済み施設	計画作成済み施設	訓練実施済み施設
高齢者福祉施設	20	11	3	11	2	0	31	13	3	42%	10%
障害者福祉施設	24	3	1	10	3	0	34	6	1	18%	3%
児童福祉施設	20	2	1	5	0	0	25	2	1	8%	4%
学校	11	0	0	6	0	0	17	0	0	0%	0%
医療施設	11	0	0	1	0	0	12	0	0	0%	0%
合計	86	16	5	33	5	0	119	21	5	18%	4%

要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 〈目標と取組み〉



平成30年度までの取組み

- ◆ H30年3月、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画作成するよう通知、また作成フォーマット掲載。
- ◆ H30年2月、福知山民間社会福祉施設連絡協議会を対象とした防災研修会を開催し、計画作成を啓発
- ◆ H31年1月も同様に第2回防災研修会を開催し、計画作成を啓発

R1年度の取組み

- ◆ 国土交通省・京都府と連携し、該当施設に対して講習会プロジェクトを実施し、作成を促進する。
- ◆ 講習会に不参加の施設に対しては、再度避難確保計画作成について通知。
- ◆ R1年11月、市内の69施設が加盟する福知山民間社会福祉施設連絡協議会及び市内の福祉事業所を対象とした防災研修会を再度開催し、防災気象情報の活用等について学び、計画の作成や運用に繋げる。

備考

- ✓ 今後も、京都府管理河川における想定最大規模降雨の浸水想定区域図が公表される予定であり、対象となる施設が増加する可能性がある。